

旧	新	備考
<p>2 楽しい子育て・あふれる人財 さが (2)教育</p> <hr/> <p>私立学校の振興</p> <p>【担当課】法務私学課</p> <hr/> <p>【目指す将来像】 公教育の一翼を担っている私立学校が、自らの創意工夫によって特色ある学校づくりを推進しており、今まで以上に子どもたちが行きたくなるような「魅力ある学校」になっている。</p> <p>【課題・対応】 私立学校は、私学の柔軟性や独自性を生かして、各校が工夫を凝らして私学の魅力を打ち出してきましたが、県立の中高一貫校の設置など、これまで私学の魅力であった部分が私学固有の魅力ではなくなり、また、ICT()利活用教育において県立学校が先進的に推進されている一方で、私立学校ではその環境整備が進んでいません。そのため、私立学校の創意工夫が行えるように支援し、魅力ある学校づくりの推進に努める必要があります。 また、ほぼすべての子どもが高等学校に進学する中で、就学支援金()の支給等により私立高等学校等の保護者負担は軽減されているものの、いまなお授業料等の負担が残っているため、その支援の在り方を検討する必要があります。</p> <p>【取組方針】 私立高等学校等の保護者負担について、国に就学支援金制度の拡充を求めていくとともに、その支援の在り方を検討します。 私立学校の創意工夫が行えるように運営費助成等を充実し、魅力ある学校の実現に努めます。 私立学校自ら、優秀な教職員の確保や教育関連機器の整備など、教育条件の維持・向上に取り組むよう促します。 ICT 利活用教育の推進、進学や就職に向けたきめ細かなサポート、スポーツ・文化活動の充実、支援を要する生徒の受け入れなど、特徴的で魅力ある学校づくりに向けた私立学校の積極的な取組を促します。</p> <p>【指標 1】 専修学校における実践的な職業教育等による県内の人材育成の取組への支援を検討します。</p> <p>[主な具体的取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立高等学校等の保護者負担を軽減する新制度の検討 ・将来的には、私立高等学校の運営経費に対する公費負担率(国・県)を50%に引き上げ ・私立学校の魅力ある学校づくりに向けた施設・設備の整備等に対する支援 ・専修学校及び専修学校で学ぶ生徒等に対する支援の検討 <p>【指標】 指標 1：私立中学校・高等学校における電子黒板の整備率(電子黒板数/教室数)について、平成30年度までに80%とすることを目指します。</p>	<p>2 楽しい子育て・あふれる人財 さが (2)教育</p> <hr/> <p>私立学校の振興</p> <p>【担当課】私立中高・専修学校支援室</p> <hr/> <p>【目指す将来像】 公教育の一翼を担っている私立学校が、自らの創意工夫によって特色ある学校づくりを推進しており、今まで以上に子どもたちが行きたくなるような「魅力ある学校」になっている。</p> <p>【課題・対応】 私立学校は、私学の柔軟性や独自性を生かして、各校が工夫を凝らして私学の魅力を打ち出してきましたが、県立の中高一貫校の設置など、これまで私学の魅力であった部分が私学固有の魅力ではなくなり、また、ICT()利活用教育において県立学校が先進的に推進されている一方で、私立学校ではその環境整備が進んでいません。そのため、私立学校の創意工夫が行えるように支援し、魅力ある学校づくりの推進に努める必要があります。 また、ほぼすべての子どもが高等学校に進学する中で、就学支援金()の支給等により私立高等学校等の保護者負担は軽減されているものの、いまなお授業料等の負担が残っているため、その支援の在り方を検討する必要があります。</p> <p>【取組方針】 私立高等学校等の保護者負担について、国に就学支援金制度の拡充を求めていくとともに、その支援の在り方を検討します。 私立学校の創意工夫が行えるように運営費助成等を充実し、魅力ある学校の実現に努めます。 私立学校自ら、優秀な教職員の確保や教育関連機器の整備など、教育条件の維持・向上に取り組むよう促します。 ICT 利活用教育の推進、進学や就職に向けたきめ細かなサポート、スポーツ・文化活動の充実、支援を要する生徒の受け入れなど、特徴的で魅力ある学校づくりに向けた私立学校の積極的な取組を促します。</p> <p>【指標 1】 専修学校における実践的な職業教育等による県内の人材育成の取組への支援を検討します。</p> <p>[主な具体的取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立高等学校等の保護者負担を軽減する新制度の検討 ・将来的には、私立高等学校の運営経費に対する公費負担率(国・県)を50%に引き上げ ・私立学校の魅力ある学校づくりに向けた施設・設備の整備等に対する支援 ・専修学校及び専修学校で学ぶ生徒等に対する支援の検討 <p>【指標】 指標 1：私立中学校・高等学校における電子黒板の整備率(電子黒板数/教室数)について、平成30年度までに80%とすることを目指します。</p>	<p>組織名修正</p>

指標名	単位	現状	目標				
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	
指標 1 電子黒板の整備	%	11.7	32	48	64	80	

法務私学課調べ

ICT

情報通信技術。Information & Communications Technology の略。

就学支援金

高等学校等に通う一定の収入額未満（モデル世帯で年収 910 万円未満）の世帯の生徒に対して、授業料に充てるために、国から支給されるもの。

指標名	単位	現状	目標				
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	
指標 1 電子黒板の整備	%	11.7	32	48	64	80	

私立中高・専修学校支援室調べ

ICT

情報通信技術。Information & Communications Technology の略。

就学支援金

高等学校等に通う一定の収入額未満（モデル世帯で年収 910 万円未満）の世帯の生徒に対して、授業料に充てるために、国から支給されるもの。

組織名修正

旧	新	備考
<p>3 人・社会・自然の結び合う生活 さが (1) 福祉</p> <hr/> <p>母子保健及び児童・ひとり親家庭福祉の充実</p> <p>【担当課】こども家庭課</p> <hr/> <p>【目指す将来像】</p> <p>母親や子どもの健康の保持・増進ができています。</p> <p>また、次代の社会を担うすべての子どもたちが健やかに生まれ、育成される社会となっており、保護・支援の必要な児童やひとり親家庭の親等に対するケアが十分にできています。</p> <p>【課題・対応】</p> <p>乳児死亡率等は全国の中でも低い傾向で推移していますが、全出生数の中の低出生体重児の割合は微増傾向にあり、不妊治療や小児慢性特定疾病の治療が増加しているため、安心して子どもを生み、健やかに育てるために、切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策が必要です。</p> <p>児童相談所における児童虐待相談対応件数が高水準で推移しており、重症化する前の早期発見・早期対応、市町の体制強化が求められています。</p> <p>近年では、定期的な心理治療的援助を必要とする児童が増加しており、県内にも専門の治療施設を設置する必要があります。</p> <p>また、社会的養護については、原則として里親等の家庭養護を優先し、施設養護についても小規模で家庭的な養育環境としていくことが求められています。</p> <p>平成 25 年国民生活基礎調査によると、日本全体の子どもの貧困率は 16.3%、ひとり親家庭の子どもの貧困率は 54.6%と非常に厳しい状況であり、子どもの貧困対策として、課題を抱える子どもや家族への生活支援、就労支援、経済支援など総合的な対策が必要です。</p> <p>【取組方針】</p> <p>妊娠・出産に関する安全性の確保と不妊への支援に取り組みます。【指標 1】</p> <p>母子の疾病の早期発見・早期治療により、障害や疾病の重症化を防ぎます。【指標 2】</p> <p>子どもの医療の確保に取り組みます。</p> <p>児童虐待の未然防止に重点を置いた対策を講じます。【指標 3】</p> <p>児童相談所の体制強化を図るとともに、市町等との連携や市町への支援を強化していきます。【指標 3】</p> <p>児童心理治療施設()の開設を推進します。【指標 4】</p> <p>里親の割合を更に引き上げるとともに、児童養護施設の小規模化や家庭的養護を推進します。【指標 5】</p> <p>子どもの貧困対策について、県の計画に基づき、全庁的な取組を推進します。</p> <p>ひとり親家庭の自立に向けた意欲を高め、安心して子育てと就業を両立できるための支援を行います。【指標 6】</p>	<p>3 人・社会・自然の結び合う生活 さが (1) 福祉</p> <hr/> <p>母子保健及び児童・ひとり親家庭福祉の充実</p> <p>【担当課】こども家庭課、<u>建築住宅課、法務私学課、まなび課、福祉課、こども未来課、産業人材課、教育総務課、教育振興課、特別支援教育室、学校教育課、保健体育課</u></p> <hr/> <p>【目指す将来像】</p> <p>母親や子どもの健康の保持・増進ができています。</p> <p>また、次代の社会を担うすべての子どもたちが健やかに生まれ、育成される社会となっており、保護・支援の必要な児童やひとり親家庭の親等に対するケアが十分にできています。</p> <p>【課題・対応】</p> <p>乳児死亡率等は全国の中でも低い傾向で推移していますが、全出生数の中の低出生体重児の割合は微増傾向にあり、不妊治療や小児慢性特定疾病の治療が増加しているため、安心して子どもを生み、健やかに育てるために、切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策が必要です。</p> <p>児童相談所における児童虐待相談対応件数が高水準で推移しており、重症化する前の早期発見・早期対応、市町の体制強化が求められています。</p> <p>近年では、定期的な心理治療的援助を必要とする児童が増加しており、県内にも専門の治療施設を設置する必要があります。</p> <p>また、社会的養護については、原則として里親等の家庭養護を優先し、施設養護についても小規模で家庭的な養育環境としていくことが求められています。</p> <p>平成 25 年国民生活基礎調査によると、日本全体の子どもの貧困率は 16.3%、ひとり親家庭の子どもの貧困率は 54.6%と非常に厳しい状況であり、子どもの貧困対策として、課題を抱える子どもや家族への生活支援、就労支援、経済支援など総合的な対策が必要です。</p> <p>【取組方針】</p> <p>妊娠・出産に関する安全性の確保と不妊への支援に取り組みます。【指標 1】</p> <p>母子の疾病の早期発見・早期治療により、障害や疾病の重症化を防ぎます。【指標 2】</p> <p>子どもの医療の確保に取り組みます。</p> <p>児童虐待の未然防止に重点を置いた対策を講じます。【指標 3】</p> <p>児童相談所の体制強化を図るとともに、市町等との連携や市町への支援を強化していきます。【指標 3】</p> <p>児童心理治療施設()の開設を推進します。【指標 4】</p> <p>里親の割合を更に引き上げるとともに、児童養護施設の小規模化や家庭的養護を推進します。【指標 5】</p> <p>子どもの貧困対策について、県の計画に基づき、全庁的な取組を推進します。</p> <p>ひとり親家庭の自立に向けた意欲を高め、安心して子育てと就業を両立できるための支援を行います。【指標 6】</p>	<p>組織名追加</p>

[主な具体的取組]

- ・妊娠・出産や不妊に関する専門相談体制の強化
- ・人工授精経費助成、特定不妊治療（体外受精・顕微授精）費助成制度の実施
- ・母子保健に従事する保健師等の資質向上のための研修会や連絡調整会議の実施
- ・子どもの医療費助成事業の継続と事業実績の分析
- ・小児慢性特定疾病児童等への自立支援事業の促進
- ・児童虐待問題への理解の醸成、子育て支援の強化、ハイリスク家庭への対応の強化
- ・児童相談所の職員体制等の充実
- ・市町の要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）^()の構成機関（医療機関、学校など）との連携、市町担当課による調整機能などネットワーク機能の強化
- ・児童心理治療施設の開設への支援
- ・家庭的養護推進県計画の推進
- ・里親制度の普及・理解のための啓発及び協議会の設置
- ・子どもの貧困対策の実施
- ・子どもの居場所づくりへの支援
- ・母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施
- ・ひとり親家庭の子どもへの学習支援

【指標】

指標 1：不妊治療費支援事業による妊娠者数について、平成 28 年度に年間 160 人とし、その後維持することを目指します。＜再掲＞

指標 2：産後、退院してからの 1 か月程度、助産師や保健師等からの指導・ケアを十分に受けることができたと答える母親の割合について、平成 30 年度までに 70%とすることを目指します。

指標 3：児童虐待死亡事例を出さないことを目指します。

指標 4：児童心理治療施設について、平成 30 年度の開設することを目指します。

指標 5：要保護措置児童の里親等委託率について、平成 30 年度までに 19%とすることを目指します。

指標 6：児童扶養手当受給資格者のうち全部支給者の割合について、平成 30 年度までに 45%とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
指標 1 不妊治療費支援事業による妊娠者数	人	132	140	160	160	160
指標 2 産後ケアに満足した母親の割合	%	64	65.5	67	68.5	70
指標 3 児童虐待死亡事例	件	0	0	0	0	0
指標 4 児童心理治療施設						開設

[主な具体的取組]

- ・妊娠・出産や不妊に関する専門相談体制の強化
- ・人工授精経費助成、特定不妊治療（体外受精・顕微授精）費助成制度の実施
- ・母子保健に従事する保健師等の資質向上のための研修会や連絡調整会議の実施
- ・子どもの医療費助成事業の継続と事業実績の分析
- ・小児慢性特定疾病児童等への自立支援事業の促進
- ・児童虐待問題への理解の醸成、子育て支援の強化、ハイリスク家庭への対応の強化
- ・児童相談所の職員体制等の充実
- ・市町の要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）^()の構成機関（医療機関、学校など）との連携、市町担当課による調整機能などネットワーク機能の強化
- ・児童心理治療施設の開設への支援
- ・家庭的養護推進県計画の推進
- ・里親制度の普及・理解のための啓発及び協議会の設置
- ・子どもの貧困対策の実施
- ・子どもの居場所づくりへの支援
- ・母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施
- ・ひとり親家庭の子どもへの学習支援

【指標】

指標 1：不妊治療費支援事業による妊娠者数について、平成 28 年度に年間 160 人とし、その後維持することを目指します。＜再掲＞

指標 2：産後、退院してからの 1 か月程度、助産師や保健師等からの指導・ケアを十分に受けることができたと答える母親の割合について、平成 30 年度までに 70%とすることを目指します。

指標 3：児童虐待死亡事例を出さないことを目指します。

指標 4：児童心理治療施設について、平成 30 年度の開設することを目指します。

指標 5：要保護措置児童の里親等委託率について、平成 30 年度までに 19%とすることを目指します。

指標 6：児童扶養手当受給資格者のうち全部支給者の割合について、平成 30 年度までに 45%とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
指標 1 不妊治療費支援事業による妊娠者数	人	132	140	160	160	160
指標 2 産後ケアに満足した母親の割合	%	64	65.5	67	68.5	70
指標 3 児童虐待死亡事例	件	0	0	0	0	0
指標 4 児童心理治療施設						開設

指標 5 里親等委託率	%	14.0	16	17	18	19
指標 6 児童扶養手当全部支給者の割合	%	49	48	47	46	45

指標 1、3、4、6：こども家庭課調べ
 指標 2：こども家庭課調べ（3～4 か月児健診時の母親アンケート）
 指標 5：佐賀県中央児童相談所調べ

児童心理治療施設

児童福祉法第 43 条の 2 の「情緒障害児短期治療施設」で、軽度の情緒障害を有する児童を短期間、入所させ、又は通所によりその情緒障害の治療等を行う施設のこと。全国情緒障害児短期治療施設協議会では名称変更の要望をされているため、佐賀県でも通称を使用することとしている。

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）

児童福祉法第 25 条の 2 により地方公共団体のよる設置の努力義務が規定されている。要保護児童等に関する情報交換、支援内容の協議を行う機関で、佐賀県では県及び全市町で設置している。

指標 5 里親等委託率	%	14.0	16	17	18	19
指標 6 児童扶養手当全部支給者の割合	%	49	48	47	46	45

指標 1、3、4、6：こども家庭課調べ
 指標 2：こども家庭課調べ（3～4 か月児健診時の母親アンケート）
 指標 5：佐賀県中央児童相談所調べ

児童心理治療施設

児童福祉法第 43 条の 2 の「情緒障害児短期治療施設」で、軽度の情緒障害を有する児童を短期間、入所させ、又は通所によりその情緒障害の治療等を行う施設のこと。全国情緒障害児短期治療施設協議会では名称変更の要望をされているため、佐賀県でも通称を使用することとしている。

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）

児童福祉法第 25 条の 2 により地方公共団体のよる設置の努力義務が規定されている。要保護児童等に関する情報交換、支援内容の協議を行う機関で、佐賀県では県及び全市町で設置している。

旧	新	備考
<p>3 人・社会・自然の結び合う生活 さが (3) 医療</p> <hr/> <p>安全有効な医薬品等の安定供給の推進</p> <p>【担当課】薬務課</p> <hr/> <p>【目指す将来像】 安全で有効な医薬品（血液製剤を含む。）等が安定的に供給されている。</p> <p>【課題・対応】 医薬品の製造業者は、日本が PIC/S（ ）に加盟したことから、グローバルな医薬品製造規制に対応した製造及び品質管理（ ）を実施していくことが求められており、より質の高い人材の確保・育成を行っていくことが必要です。 また、2013 年の年代別献血率で推移した場合、2027 年には全国で 85 万人の献血者数が不足するとして日本赤十字社の推計など、少子高齢化の影響により、中長期的には、需要に対する血液等の不足が予測され、献血者の確保が必要です。 さらに、新型インフルエンザの流行時や災害発生時など緊急時に必要とされる医薬品が円滑に供給される必要があります。</p> <p>【取組方針】 医薬品の製造に係る現状の監視指導体制を維持します。 医薬品の製造及び品質管理の高度化を支援する体制づくりを推進します。 薬局・医薬品販売業者等関係業者の監視・指導を実施し、安全かつ有効な医薬品の供給を維持します。 佐賀県赤十字血液センター等と協力し、少子高齢化に伴う献血者の確保及び安定供給対策として、効果的な啓発を実施します。【指標 1】【指標 2】 抗インフルエンザウイルス薬や災害時緊急医薬品（ ）など、国、九州各県、関係団体等と協力して緊急時の円滑な医薬品の供給を図ります。【指標 3】</p> <p>[主な具体的取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修等による薬事監視員の資質の確保 ・医薬品の製造及び販売に係る許可関連施設の定期的な監視の実施 ・医薬品製造業者への衛生薬業センターによる技術支援 ・医薬品、医療機器に関する正しい知識の普及啓発、情報提供の実施 ・関係機関・団体等と協力した、キャンペーン等の啓発の実施 ・将来の献血者となる高校生などを対象にした献血教室の開催 ・抗インフルエンザウイルス薬、災害時緊急医薬品の備蓄 	<p>3 人・社会・自然の結び合う生活 さが (3) 医療</p> <hr/> <p>安全有効な医薬品等の安定供給の推進</p> <p>【担当課】薬務課</p> <hr/> <p>【目指す将来像】 安全で有効な医薬品（血液製剤を含む。）等が安定的に供給されている。</p> <p>【課題・対応】 医薬品の製造業者は、日本が PIC/S（ ）に加盟したことから、グローバルな医薬品製造規制に対応した製造及び品質管理（ ）を実施していくことが求められており、より質の高い人材の確保・育成を行っていくことが必要です。 また、2013 年の年代別献血率で推移した場合、2027 年には全国で 85 万人の献血者数が不足するとして日本赤十字社の推計など、少子高齢化の影響により、中長期的には、需要に対する血液等の不足が予測され、献血者の確保が必要です。 さらに、新型インフルエンザの流行時や災害発生時など緊急時に必要とされる医薬品が円滑に供給される必要があります。</p> <p>【取組方針】 医薬品の製造に係る現状の監視指導体制を維持します。 医薬品の製造及び品質管理の高度化を支援する体制づくりを推進します。 薬局・医薬品販売業者等関係業者の監視・指導を実施し、安全かつ有効な医薬品の供給を維持します。 佐賀県赤十字血液センター等と協力し、少子高齢化に伴う献血者の確保及び安定供給対策として、効果的な啓発を実施します。【指標 1】【指標 2】 抗インフルエンザウイルス薬や災害時緊急医薬品（ ）など、国、九州各県、関係団体等と協力して緊急時の円滑な医薬品の供給を図ります。【指標 3】</p> <p>[主な具体的取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修等による薬事監視員の資質の確保 ・医薬品の製造及び販売に係る許可関連施設の定期的な監視の実施 ・医薬品製造業者への衛生薬業センターによる技術支援 ・医薬品、医療機器に関する正しい知識の普及啓発、情報提供の実施 ・関係機関・団体等と協力した、キャンペーン等の啓発の実施 ・将来の献血者となる高校生などを対象にした献血教室の開催 ・抗インフルエンザウイルス薬、災害時緊急医薬品の備蓄 	

【指標】

指標 1：県内の医療機関で使用する血液製剤需要に必要な血液について、県内の献血で毎年度 100%を確保することを目指します。

指標 2：献血者に占める新規献血者の割合について、毎年度 8.0%確保することを目指します。

指標 3：抗インフルエンザウイルス薬について、県人口に対する備蓄率 **50%**を維持して、緊急時にも円滑な医薬品の供給対応を目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
指標 1 県内医療機関の血液製剤需要に対する供給率	%	100	100	100	100	100
指標 2 献血者に占める新規献血者の割合	%	6.5	8.0	8.0	8.0	8.0
指標 3 抗インフル薬の県人口に対する備蓄率	%	56.7	56.7	50	50	50

指標 1、2：佐賀県赤十字血液センター調べ
指標 3：薬務課調べ

PIC/S

医薬品査察協定及び医薬品査察協同スキーム（The Pharmaceutical Inspection Convention and Pharmaceutical Inspection Co-operation Scheme）の呼称。

各国の医薬品の「製造管理及び品質管理の基準」と「基準への適合性に関する製造業者の調査方法」について、国際間での整合性を図る団体で、欧州、アメリカ、カナダ、オーストラリア、日本及び韓国など多くの国が加盟している。

グローバルな医薬品製造規制に対応した製造及び品質管理

医薬品の製造管理及び品質管理の基準は、GMP（Good Manufacturing Practice の略称）と呼ばれ、各国で定められている。

PIC/S では、国際間の整合性を図るため PIC/S GMP ガイドラインを定めている。

日本では、「医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準」が定められているが、この基準の実施に当たっては、PIC/S GMP ガイドラインを踏まえることが必要となっている。そのため、日本の医薬品の製造業者も、PIC/S に加盟する他国と同等の製造管理及び品質管理が求められている。

災害時緊急医薬品

平成 7 年の阪神・淡路大震災を受け、九州・山口各県で地震等の大規模災害が発生した際、初動期（被災後 48 時間以内）の医療救護に要する医薬品等を提供することを目的に備蓄している。

【指標】

指標 1：県内の医療機関で使用する血液製剤需要に必要な血液について、県内の献血で毎年度 100%を確保することを目指します。

指標 2：献血者に占める新規献血者の割合について、毎年度 8.0%確保することを目指します。

指標 3：抗インフルエンザウイルス薬について、県人口に対する備蓄率 **35.2%**を維持して、緊急時にも円滑な医薬品の供給対応を目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
指標 1 県内医療機関の血液製剤需要に対する供給率	%	100	100	100	100	100
指標 2 献血者に占める新規献血者の割合	%	6.5	8.0	8.0	8.0	8.0
指標 3 抗インフル薬の県人口に対する備蓄率	%	56.7	56.7	50	50	35.2

指標 1、2：佐賀県赤十字血液センター調べ
指標 3：薬務課調べ

PIC/S

医薬品査察協定及び医薬品査察協同スキーム（The Pharmaceutical Inspection Convention and Pharmaceutical Inspection Co-operation Scheme）の呼称。

各国の医薬品の「製造管理及び品質管理の基準」と「基準への適合性に関する製造業者の調査方法」について、国際間での整合性を図る団体で、欧州、アメリカ、カナダ、オーストラリア、日本及び韓国など多くの国が加盟している。

グローバルな医薬品製造規制に対応した製造及び品質管理

医薬品の製造管理及び品質管理の基準は、GMP（Good Manufacturing Practice の略称）と呼ばれ、各国で定められている。

PIC/S では、国際間の整合性を図るため PIC/S GMP ガイドラインを定めている。

日本では、「医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準」が定められているが、この基準の実施に当たっては、PIC/S GMP ガイドラインを踏まえることが必要となっている。そのため、日本の医薬品の製造業者も、PIC/S に加盟する他国と同等の製造管理及び品質管理が求められている。

災害時緊急医薬品

平成 7 年の阪神・淡路大震災を受け、九州・山口各県で地震等の大規模災害が発生した際、初動期（被災後 48 時間以内）の医療救護に要する医薬品等を提供することを目的に備蓄している。

指標修正

指標修正

旧	新	備考
<p>4 豊かさ好循環の産業 さが (7) 流通</p> <hr/> <p>県産品の国内での新たな販路開拓による販売促進</p> <p>【担当課】流通・通商課、経営支援課、農政企画課、農産課、園芸課、畜産課、水産課</p> <hr/> <p>【目指す将来像】</p> <p>県産品の販路が大都市圏を中心に更に拡大し、消費者の手近に県産品が増え、売上げが伸びるとともに、県産農林水産物の県産加工食品への活用が進んでいる。</p> <p>【課題・対応】</p> <p>県産品の販路開拓・拡大等を図っていくには、大都市圏への人口や経済など様々な機能の集中や、単独世帯の増加、女性の社会進出が進むなどの社会構造の変化に伴う食に対するニーズの変化・多様化への対応が重要となっています。【指標1】【指標2】【指標3】【指標4】</p> <p>また、県内事業者（生産者・加工業者）や県等の支援機関については、流通業界における人的ネットワーク、販売ノウハウなどが不足しています。</p> <p>このようなことから、県産品の販売拡大、情報発信等の流通対策業務について、外部機関に移管し、その外部機関に専門的知識を擁す人材を雇用するなどして流通販売推進体制を強化する必要があります。</p> <p>さらに、県産品の販売を促進していくためには、県産加工食品における安全・安心かつ高品質な県産農林水産物の活用の促進も重要です。</p> <p>また、県産品の更なるブランド力向上には、県産品の特徴を際立たせることにより佐賀をイメージさせる魅力的な商品を開発・販売していく必要があります。</p> <p>【取組方針】</p> <p>大都市圏の百貨店やスーパー等で継続的に県産品を取り扱ってもらえるよう、ブランド力の向上と更なる販路の開拓・拡大・定着に向けた支援を行います。</p> <p>今後の伸長が期待できるインターネット取引や共同購入、カタログ販売に代表される非店舗での販売や市場外での取引、さらには加工・業務用需要への対応等を新たな販路と考え、県内事業者の進出を支援します。</p> <p>消費者に選ばれる商品を開発するため、専門家によるアドバイスやテストマーケティングの場を提供し、自立する事業者を育成します。</p> <p>新たに外部組織を設置し、県外における流通販売の推進体制を強化します。</p> <p>県産加工食品における県産農林水産物活用を促進するための課題把握とその解決に努めます。</p> <p>魅力的な商品の開発・販売の支援を行います。</p> <p>[主な具体的取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「佐賀牛」、「さがびより」、「佐賀海苔」等のブランド力の向上 ・テレビや新聞等のマスメディア、ICT（ ）などを活用した露出度の高い情報の発信 ・食品卸売企業と連携した販売先の開拓や情報収集など営業活動の支援 ・商談会やフェアの開催、全国見本市への出展等 	<p>4 豊かさ好循環の産業 さが (7) 流通</p> <hr/> <p>県産品の国内での新たな販路開拓による販売促進</p> <p>【担当課】流通・通商課、経営支援課、農政企画課、農産課、園芸課、畜産課、水産課</p> <hr/> <p>【目指す将来像】</p> <p>県産品の販路が大都市圏を中心に更に拡大し、消費者の手近に県産品が増え、売上げが伸びるとともに、県産農林水産物の県産加工食品への活用が進んでいる。</p> <p>【課題・対応】</p> <p>県産品の販路開拓・拡大等を図っていくには、大都市圏への人口や経済など様々な機能の集中や、単独世帯の増加、女性の社会進出が進むなどの社会構造の変化に伴う食に対するニーズの変化・多様化への対応が重要となっています。【指標1】【指標2】【指標3】【指標4】</p> <p>また、県内事業者（生産者・加工業者）や県等の支援機関については、流通業界における人的ネットワーク、販売ノウハウなどが不足しています。</p> <p>このようなことから、県産品の販売拡大、情報発信等の流通対策業務について、外部機関に移管し、その外部機関に専門的知識を擁す人材を雇用するなどして流通販売推進体制を強化する必要があります。</p> <p>さらに、県産品の販売を促進していくためには、県産加工食品における安全・安心かつ高品質な県産農林水産物の活用の促進も重要です。</p> <p>また、県産品の更なるブランド力向上には、県産品の特徴を際立たせることにより佐賀をイメージさせる魅力的な商品を開発・販売していく必要があります。</p> <p>【取組方針】</p> <p>大都市圏の百貨店やスーパー等で継続的に県産品を取り扱ってもらえるよう、ブランド力の向上と更なる販路の開拓・拡大・定着に向けた支援を行います。</p> <p>今後の伸長が期待できるインターネット取引や共同購入、カタログ販売に代表される非店舗での販売や市場外での取引、さらには加工・業務用需要への対応等を新たな販路と考え、県内事業者の進出を支援します。</p> <p>消費者に選ばれる商品を開発するため、専門家によるアドバイスやテストマーケティングの場を提供し、自立する事業者を育成します。</p> <p>新たに外部組織を設置し、県外における流通販売の推進体制を強化します。</p> <p>県産加工食品における県産農林水産物活用を促進するための課題把握とその解決に努めます。</p> <p>魅力的な商品の開発・販売の支援を行います。</p> <p>[主な具体的取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「佐賀牛」、「さがびより」、「佐賀海苔」等のブランド力の向上 ・テレビや新聞等のマスメディア、ICT（ ）などを活用した露出度の高い情報の発信 ・食品卸売企業と連携した販売先の開拓や情報収集など営業活動の支援 ・商談会やフェアの開催、全国見本市への出展等 	

- ・県産品のブランド展開の方策の検討、展開
- ・非店舗分野（インターネット取引・共同購入・カタログ販売等）及び加工・業務用分野との商談機会の創造
- ・セミナーや個別相談会の開催
- ・テストマーケティングの場の創出
- ・さが県産品流通デザイン公社の設置
- ・県内食品加工業の実態調査
- ・地場ニーズの生産現場へのフィードバックと必要な供給体制の検討
- ・既存商品等の磨き上げ・販売展開の支援

【指標】

指標 1：大都市圏のスーパー・百貨店等における継続的に取引される県産加工食品の新規取引について、平成 27・28 年度に 600 品目、平成 29・30 年度に 650 品目増やすことを目指します。

指標 2：大都市圏のスーパー・百貨店等で継続的に取引される県内企業の新規事業者について、平成 27・28 年度に 1 社、平成 29・30 年度に 2 社増やすことを目指します。

指標 3：東京市場における「和牛」の全国平均単価に対する県産和牛の単価の割合について、平成 30 年度までに 112%とすることを目指します。

指標 4：東京市場における「いちご」の全国平均単価に対する県産いちごの単価の割合について、平成 30 年度までに 104%とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
指標 1 スーパー・百貨店等で継続的に取引される県産加工食品数 ^() (新規分)	品目	636	600	600	650	650
指標 2 スーパー・百貨店等で継続的に取引される県内事業者数(新規分)	社	1	1	1	2	2
指標 3 市場平均単価に対する県産和牛の単価の割合	%	107	108	109	110	112
指標 4 市場平均単価に対する県産いちごの単価の割合	%	99	100	101	102	104

流通・通商課調べ

- ・県産品のブランド展開の方策の検討、展開
- ・非店舗分野（インターネット取引・共同購入・カタログ販売等）及び加工・業務用分野との商談機会の創造
- ・セミナーや個別相談会の開催
- ・テストマーケティングの場の創出
- ・さが県産品流通デザイン公社の設置
- ・県内食品加工業の実態調査
- ・地場ニーズの生産現場へのフィードバックと必要な供給体制の検討
- ・既存商品等の磨き上げ・販売展開の支援

【指標】

指標 1：大都市圏のスーパー・百貨店等における継続的に取引される県産加工食品の新規取引について、平成 27・28 年度に 600 品目、平成 29・30 年度に 650 品目増やすことを目指します。

指標 2：大都市圏のスーパー・百貨店等で継続的に取引される県内企業の新規事業者について、平成 27・28 年度に 1 社、平成 29・30 年度に 2 社増やすことを目指します。

指標 3：東京市場における「和牛」の全国平均単価に対する県産和牛の単価の割合について、平成 30 年度までに 112%とすることを目指します。

指標 4：東京市場における「いちご」の全国平均単価に対する県産いちごの単価の割合について、平成 30 年度までに 104%とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
指標 1 スーパー・百貨店等で継続的に取引される県産加工食品数 ^() (新規分)	品目	636	600	600	650	650
指標 2 スーパー・百貨店等で継続的に取引される県内事業者数(新規分)	社	1	1	1	2	2
指標 3 市場平均単価に対する県産和牛の単価の割合	%	107	108	109	110	112
指標 4 市場平均単価に対する県産いちごの単価の割合	%	99	100	101	102	104

指標 1、2：さが県産品流通デザイン公社調べ

指標 3、4：流通・通商課調べ

組織名修正

<p>ICT 情報通信技術。Information & Communications Technology の略。 スーパー・百貨店等で継続的に取引される県産加工食品数 加工食品の各品目×スーパー・百貨店等の導入数の合計。</p>	<p>ICT 情報通信技術。Information & Communications Technology の略。 スーパー・百貨店等で継続的に取引される県産加工食品数 加工食品の各品目×スーパー・百貨店等の導入数の合計。</p>	
---	---	--

旧	新	備考
<p>4 豊かさ好循環の産業 さが (7) 流通</p> <hr/> <p>県産品の輸出促進</p> <p>【担当課】流通・通商課、国際課、農産課、園芸課、畜産課、水産課</p> <hr/> <p>【目指す将来像】 農林水産物や加工食品等の県産品がアジア・北米・欧州などに輸出され、海外の消費者から支持を得て売上げが伸びている。</p> <p>【課題・対応】 少子高齢化や人口減少に伴う国内市場の縮小に対応するためには、これまで以上に生産者、事業者等による輸出への取組を促進することが必要です。【指標1】 また、新たな販路の拡大（商流の構築）に当たっては、輸出に取り組む事業者が、今後発効の見込まれるTPP や日 EU 経済連携協定などの時機を逃すことなく、ビジネスチャンスを掴むことができるよう支援が必要です。【指標2】 さらに、輸出を一層拡大していくためには、輸出先国・品目に応じた輸出促進策を講じていく必要もあります。【指標3】 海外への県産品の販路開拓・拡大等を図っていくには、新興国の経済成長等に伴うビジネスチャンスの拡大や輸出入自由化の進展などへの対応が重要となっていますが、県内事業者（生産者・加工業者）や県等の支援機関については、流通業界における人的ネットワーク、販売ノウハウなどが不足しています。 このようなことから、県産品の販売拡大、情報発信等の流通対策業務について、外部機関に移管し、その外部機関に専門的知識を擁す人材を雇用するなどして流通販売推進体制を強化する必要があります。</p> <p>【取組方針】 県内事業者・生産者の輸出機運の醸成を図るとともに、知的財産の保護や、輸出先国が設定した衛生管理基準等を満たすことができるよう支援するなど輸出環境を整備し、輸出意欲の高い農業団体や食品事業者への支援の強化に取り組みます。 ビジネスのキーパーソンとなり得る人との新たなつながりを発掘するなどして、信頼できる輸出ルートの構築に取り組みます。 既に商流が構築され、本県ブランドが定着している国に対しては、効果的な営業活動やプロモーションを実施し、一層の販路拡大に取り組みます。 新たに輸出を開始する国に対しては、まずは認知度の向上が必要であることから、国の戦略と連動して「ジャパンプランド」でのPR活動に取り組みます。 新たに外部組織を設置し、海外における流通販売の推進体制を強化します。</p> <p>[主な具体的取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産者の海外フェア参加、取扱店への訪問 ・JETRO（日本貿易振興機構）等と連携した輸出促進セミナーの開催 ・事業者等への巡回や相談対応 ・佐賀県食肉センターの再整備などによる輸出先国が設定した基準等への適合化 	<p>4 豊かさ好循環の産業 さが (7) 流通</p> <hr/> <p>県産品の輸出促進</p> <p>【担当課】流通・通商課、国際課、農産課、園芸課、畜産課、水産課</p> <hr/> <p>【目指す将来像】 農林水産物や加工食品等の県産品がアジア・北米・欧州などに輸出され、海外の消費者から支持を得て売上げが伸びている。</p> <p>【課題・対応】 少子高齢化や人口減少に伴う国内市場の縮小に対応するためには、これまで以上に生産者、事業者等による輸出への取組を促進することが必要です。【指標1】 また、新たな販路の拡大（商流の構築）に当たっては、輸出に取り組む事業者が、今後発効の見込まれるTPP や日 EU 経済連携協定などの時機を逃すことなく、ビジネスチャンスを掴むことができるよう支援が必要です。【指標2】 さらに、輸出を一層拡大していくためには、輸出先国・品目に応じた輸出促進策を講じていく必要もあります。【指標3】 海外への県産品の販路開拓・拡大等を図っていくには、新興国の経済成長等に伴うビジネスチャンスの拡大や輸出入自由化の進展などへの対応が重要となっていますが、県内事業者（生産者・加工業者）や県等の支援機関については、流通業界における人的ネットワーク、販売ノウハウなどが不足しています。 このようなことから、県産品の販売拡大、情報発信等の流通対策業務について、外部機関に移管し、その外部機関に専門的知識を擁す人材を雇用するなどして流通販売推進体制を強化する必要があります。</p> <p>【取組方針】 県内事業者・生産者の輸出機運の醸成を図るとともに、知的財産の保護や、輸出先国が設定した衛生管理基準等を満たすことができるよう支援するなど輸出環境を整備し、輸出意欲の高い農業団体や食品事業者への支援の強化に取り組みます。 ビジネスのキーパーソンとなり得る人との新たなつながりを発掘するなどして、信頼できる輸出ルートの構築に取り組みます。 既に商流が構築され、本県ブランドが定着している国に対しては、効果的な営業活動やプロモーションを実施し、一層の販路拡大に取り組みます。 新たに輸出を開始する国に対しては、まずは認知度の向上が必要であることから、国の戦略と連動して「ジャパンプランド」でのPR活動に取り組みます。 新たに外部組織を設置し、海外における流通販売の推進体制を強化します。</p> <p>[主な具体的取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産者の海外フェア参加、取扱店への訪問 ・JETRO（日本貿易振興機構）等と連携した輸出促進セミナーの開催 ・事業者等への巡回や相談対応 ・佐賀県食肉センターの再整備などによる輸出先国が設定した基準等への適合化 	

- ・国や関係機関と連携した海外における地域商標等の保護
- ・輸出促進体制の強化、整備
- ・海外市場開拓調査
- ・さが県産品流通デザイン公社の設置
- ・産地 PR、海外バイヤー招聘
- ・海外の輸入卸売業者や海外事務所と連携した海外販売促進活動
- ・国が設ける品目別輸出団体との連携
- ・事業者が取り組む市場調査、パッケージ開発、見本市等への出展などに対する支援

【指標】

指標 1：生産者（団体）、事業者等が輸出に向けて展示会・商談会、海外販促、バイヤー招聘等に取り組む件数について、平成 30 年度までに年間 130 件とすることを目指します。

指標 2：県産品を取り扱う海外輸入業者数について、平成 30 年度までに 40 社とすることを目指します。

指標 3：主要品目別の輸出量等について、平成 30 年度までに牛肉は 7.0%、青果物は 80.0t、加工食品は 30 社、日本酒は 15 社とすることを目指します。（輸出促進協議会事業等の実施による実績値であり、県で把握可能な数値に限る。）

指標名	単位	現状	目標				
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	
指標 1 事業者等の輸出に向けた取組件数	件	85	95	105	118	130	
指標 2 県産品を取扱う海外輸入業者数	社	24	27	30	37	40	
指標 3 主要品目別の輸出量等							
牛肉 (出荷頭数に占める輸出頭数の割合)	%	3.9	5.1	5.7	6.3	7.0	
青果物 (輸出量)	t	11.4	13.6	15.8	70.0	80.0	
加工食品 (輸出事業者数)	社	18	21	24	27	30	
日本酒 (輸出事業者数)	社	7	9	11	13	15	

流通・通商課調べ

- ・国や関係機関と連携した海外における地域商標等の保護
- ・輸出促進体制の強化、整備
- ・海外市場開拓調査
- ・さが県産品流通デザイン公社の設置
- ・産地 PR、海外バイヤー招聘
- ・海外の輸入卸売業者や海外事務所と連携した海外販売促進活動
- ・国が設ける品目別輸出団体との連携
- ・事業者が取り組む市場調査、パッケージ開発、見本市等への出展などに対する支援

【指標】

指標 1：生産者（団体）、事業者等が輸出に向けて展示会・商談会、海外販促、バイヤー招聘等に取り組む件数について、平成 30 年度までに年間 130 件とすることを目指します。

指標 2：県産品を取り扱う海外輸入業者数について、平成 30 年度までに 40 社とすることを目指します。

指標 3：主要品目別の輸出量等について、平成 30 年度までに牛肉は 7.0%、青果物は 80.0t、加工食品は 30 社、日本酒は 15 社とすることを目指します。（輸出促進協議会事業等の実施による実績値であり、県で把握可能な数値に限る。）

指標名	単位	現状	目標				
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	
指標 1 事業者等の輸出に向けた取組件数	件	85	95	105	118	130	
指標 2 県産品を取扱う海外輸入業者数	社	24	27	30	37	40	
指標 3 主要品目別の輸出量等							
牛肉 (出荷頭数に占める輸出頭数の割合)	%	3.9	5.1	5.7	6.3	7.0	
青果物 (輸出量)	t	11.4	13.6	15.8	70.0	80.0	
加工食品 (輸出事業者数)	社	18	21	24	27	30	
日本酒 (輸出事業者数)	社	7	9	11	13	15	

さが県産品流通デザイン公社調べ

組織名修正

旧	新	備考
<p>5 文化・スポーツ・観光の交流拠点 さが (2) スポーツ</p> <hr/> <p>誰もがスポーツを楽しむ環境づくり</p> <p>【担当課】スポーツ課</p> <hr/> <p>【目指す将来像】 年齢、性別、障害のあるなしに関係なく、誰もが、それぞれのスタイルでスポーツを楽しむことができる。している。</p> <p>【課題・対応】 佐賀県では、スポーツの"ちから"を利用して、県民の「健康」「楽しみ・生きがいつくり」「コミュニケーション」を促進し、県民の暮らしを豊かにしていきたいと考えています。 「県民のスポーツ意識に関する調査」によると、健康志向の層の高まりを背景として 60 代以上を中心に日常的に運動やスポーツを行う層が増える一方、20 代から 50 代を中心に、「忙しい」「きっかけがない」として運動やスポーツを全くしない(しなくなる)層が増えています。 また、障害者は、健常者に比べて日常的にスポーツを楽しむ人の割合が少ない状況です。 今後更に人口が減っていくこと、これまで 20 代から 50 代の世代に対する取組が十分でなかったこと、日常的にスポーツを行う元気な高齢者が増えることなどを踏まえ、県民のライフスタイルやスポーツの楽しみ方の変化・多様化に対応して、これまでとは違ったアプローチや取組を推進する必要があります。【指標 1】 【指標 2】【指標 3】【指標 4】</p> <p>【取組方針】 年齢、性別、障害のあるなしに関係なく、誰もがスポーツを楽しむことができる環境づくりに取り組みます。 スポーツを楽しむ"きっかけ"づくりを進めるとともに、それぞれのライフスタイルやライフステージに応じて継続してスポーツを楽しむことができるよう、スポーツの推進を図ります。 障害者スポーツについて、障害者がスポーツを楽しむ"きっかけ"の拡充、指導者の育成、支援機能の充実などに取り組みます。 佐賀県で開催する平成 35 年の国民体育大会・全国障害者スポーツ大会は、「年齢、性別、障害のあるなしに関係なく、誰もが、それぞれのスタイルでスポーツを楽しむことができる環境づくり」や「スポーツによる地域の活性化」に寄与する大会となるよう、両大会の融合推進に努めます。 スポーツ施設の整備については、国民体育大会・全国障害者スポーツ大会のレガシーとして活かせるよう、スポーツを「する」楽しみだけではなく、「観る」、「支える」など、県民に広く親しまれ、暮らしの中に溶け込む施設となるよう検討を進めます。</p>	<p>5 文化・スポーツ・観光の交流拠点 さが (2) スポーツ</p> <hr/> <p>誰もがスポーツを楽しむ環境づくり</p> <p>【担当課】スポーツ課、<u>国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会推進課</u></p> <hr/> <p>【目指す将来像】 年齢、性別、障害のあるなしに関係なく、誰もが、それぞれのスタイルでスポーツを楽しむことができる。している。</p> <p>【課題・対応】 佐賀県では、スポーツの"ちから"を利用して、県民の「健康」「楽しみ・生きがいつくり」「コミュニケーション」を促進し、県民の暮らしを豊かにしていきたいと考えています。 「県民のスポーツ意識に関する調査」によると、健康志向の層の高まりを背景として 60 代以上を中心に日常的に運動やスポーツを行う層が増える一方、20 代から 50 代を中心に、「忙しい」「きっかけがない」として運動やスポーツを全くしない(しなくなる)層が増えています。 また、障害者は、健常者に比べて日常的にスポーツを楽しむ人の割合が少ない状況です。 今後更に人口が減っていくこと、これまで 20 代から 50 代の世代に対する取組が十分でなかったこと、日常的にスポーツを行う元気な高齢者が増えることなどを踏まえ、県民のライフスタイルやスポーツの楽しみ方の変化・多様化に対応して、これまでとは違ったアプローチや取組を推進する必要があります。【指標 1】 【指標 2】【指標 3】【指標 4】</p> <p>【取組方針】 年齢、性別、障害のあるなしに関係なく、誰もがスポーツを楽しむことができる環境づくりに取り組みます。 スポーツを楽しむ"きっかけ"づくりを進めるとともに、それぞれのライフスタイルやライフステージに応じて継続してスポーツを楽しむことができるよう、スポーツの推進を図ります。 障害者スポーツについて、障害者がスポーツを楽しむ"きっかけ"の拡充、指導者の育成、支援機能の充実などに取り組みます。 佐賀県で開催する平成 35 年の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会は、「年齢、性別、障害のあるなしに関係なく、誰もが、それぞれのスタイルでスポーツを楽しむことができる環境づくり」や「スポーツによる地域の活性化」に寄与する大会となるよう、両大会の融合推進に努めます。 スポーツ施設の整備については、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会のレガシーとして活かせるよう、スポーツを「する」楽しみだけではなく、「観る」、「支える」など、県民に広く親しまれ、暮らしの中に溶け込む施設となるよう検討を進めます。</p>	<p>追加</p> <p>大会名修正</p> <p>大会名修正</p>

[主な具体的取組]

- ・トップレベルスポーツイベント等の誘致・開催支援
 - ・スポーツキャンプ・合宿の誘致推進
 - ・事業所や職場単位でのスポーツ参加の推進
 - ・障害者がスポーツに親しむ機会の充実
 - ・ゲームメーカー（スポーツボランティア）という参加形態の提案・推進
 - ・地域におけるスポーツ活動の活性化（人材育成支援など）
 - ・スポーツ施設等のソフト・ハード両面での利便性・機能性の向上
- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック、2023年（平成35年）**国民体育大会**・全国障害者スポーツ大会の佐賀県開催を契機としたスポーツ機運の盛り上げ
 - ・**国民体育大会**・全国障害者スポーツ大会の基本構想及び実施計画に基づいた準備推進
 - ・佐賀県総合運動場などのスポーツ施設の整備

【指標】

- 指標1：「週1日以上」運動やスポーツを行う成人の割合について、平成30年度までに47%以上とすることを目指します。
- 指標2：運動やスポーツを「全く行わない」成人の割合について、平成30年度までに25%以下とすることを目指します。
- 指標3：一年間のうちにスポーツに関するボランティア活動に参加したことがある成人の割合について、平成30年度までに18%以上とすることを目指します。
- 指標4：障害者スポーツ教室の参加者数について、平成30年度までに延べ1,000人とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
指標1 「週1日以上」運動を行う成人の割合	%	37.1 (H25)	-	-	-	47
指標2 運動を全く行わない成人の割合	%	35.2 (H25)	-	-	-	25
指標3 スポーツに関するボランティア活動に参加した成人の割合	%	12.4 (H25)	-	-	-	18
指標4 障害者スポーツ教室の参加者数（延べ）	人	360	700	800	900	1,000

スポーツ課調べ

[主な具体的取組]

- ・トップレベルスポーツイベント等の誘致・開催支援
 - ・スポーツキャンプ・合宿の誘致推進
 - ・事業所や職場単位でのスポーツ参加の推進
 - ・障害者がスポーツに親しむ機会の充実
 - ・ゲームメーカー（スポーツボランティア）という参加形態の提案・推進
 - ・地域におけるスポーツ活動の活性化（人材育成支援など）
 - ・スポーツ施設等のソフト・ハード両面での利便性・機能性の向上
- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック、2023年（平成35年）**国民スポーツ大会**・全国障害者スポーツ大会の佐賀県開催を契機としたスポーツ機運の盛り上げ
 - ・**国民スポーツ大会**・全国障害者スポーツ大会の基本構想及び実施計画に基づいた準備推進
 - ・佐賀県総合運動場などのスポーツ施設の整備

【指標】

- 指標1：「週1日以上」運動やスポーツを行う成人の割合について、平成30年度までに47%以上とすることを目指します。
- 指標2：運動やスポーツを「全く行わない」成人の割合について、平成30年度までに25%以下とすることを目指します。
- 指標3：一年間のうちにスポーツに関するボランティア活動に参加したことがある成人の割合について、平成30年度までに18%以上とすることを目指します。
- 指標4：障害者スポーツ教室の参加者数について、平成30年度までに延べ1,000人とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
指標1 「週1日以上」運動を行う成人の割合	%	37.1 (H25)	-	-	-	47
指標2 運動を全く行わない成人の割合	%	35.2 (H25)	-	-	-	25
指標3 スポーツに関するボランティア活動に参加した成人の割合	%	12.4 (H25)	-	-	-	18
指標4 障害者スポーツ教室の参加者数（延べ）	人	360	700	800	900	1,000

スポーツ課調べ

大会名修正

大会名修正

旧	新	備考
<p>6 自発の地域づくり さが (1) まちづくり</p> <hr/> <p>快適に暮らせる「まち」づくり</p> <p>【担当課】都市計画課、建築住宅課、企画課</p> <hr/> <p>【目指す将来像】 適正な土地利用や、道路、公園などの都市施設の整備、良好な都市環境や住環境の整備が進み、誰もが快適に暮らせる「まち」ができつつある。</p> <p>【課題・対応】 人口減少、少子高齢化、大都市への人口の流出への対策が他の地方都市より遅れると、県内各都市の将来人口が大幅に減少することが懸念されます。 県内から街路や公園、良好な住環境の整備を求める声が高く、暮らしやすいまちづくりのためには、都市計画に基づく都市基盤の整備や、適切な公園施設の更新などが必要です。【指標 1】【指標 2】【指標 3】 また、県内の住宅は量的には充足していますが、質の面では、超高齢化社会へ対応したバリアフリー化の推進、低炭素社会（ ）の実現に向けた省エネルギー化の推進などの社会的な要請に応えることが求められています。 加えて、高齢者等が地域に安心して住み続けられるように、住宅セーフティネット（ ）の確保を図っていくことが求められています。【指標 4】</p> <p>【取組方針】 人口減少社会に対応するため、集約拠点・地域ネットワーク型の都市づくりを進めます。 地域住民が住みやすく、かつ、地域資源を活かした魅力のあるまちづくりに向けた取組を行います。【指標 5】 住民と一体となり地域資源の魅力づくりに取り組む市町をモデルケースとして、県が客観的な立場より重点的に関与し、助言等を行うことで地域特有のスマールサクセスをつくり、佐賀県の魅力あるまちづくりの先導となる取組を行います。 心地良いまちづくりを進め、まちなか居住を促進する事業の推進に努めます。 ○ 肥前さが幕末維新博覧会を契機として、佐賀城下の歴史・文化・観光の拠点としての魅力を高め、県内外から多くの方々が集い、にぎわう空間を創出します。 既存都市公園の公園施設の更新やユニバーサルデザイン（ ）化（段差解消等）に努めます。 豊かな住生活の実現を目指して、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に実施します。 多様な住宅ニーズを満たす良質な住宅の供給を促進し、選択できる住宅市場の形成を図ります。【指標 6】【指標 7】 公営住宅については、高齢者等が安心して生活できるようバリアフリー化を推進していくとともに、適切な維持管理に努めていきます。 誰もが地域に安心して住み続けられるよう、重層的な住宅セーフティネットの構築を進めます。</p>	<p>6 自発の地域づくり さが (1) まちづくり</p> <hr/> <p>快適に暮らせる「まち」づくり</p> <p>【担当課】都市計画課、建築住宅課、企画課</p> <hr/> <p>【目指す将来像】 適正な土地利用や、道路、公園などの都市施設の整備、良好な都市環境や住環境の整備が進み、誰もが快適に暮らせる「まち」ができつつある。</p> <p>【課題・対応】 人口減少、少子高齢化、大都市への人口の流出への対策が他の地方都市より遅れると、県内各都市の将来人口が大幅に減少することが懸念されます。 県内から街路や公園、良好な住環境の整備を求める声が高く、暮らしやすいまちづくりのためには、都市計画に基づく都市基盤の整備や、適切な公園施設の更新などが必要です。【指標 1】【指標 2】【指標 3】 また、県内の住宅は量的には充足していますが、質の面では、超高齢化社会へ対応したバリアフリー化の推進、低炭素社会（ ）の実現に向けた省エネルギー化の推進などの社会的な要請に応えることが求められています。 加えて、高齢者等が地域に安心して住み続けられるように、住宅セーフティネット（ ）の確保を図っていくことが求められています。【指標 4】</p> <p>【取組方針】 人口減少社会に対応するため、集約拠点・地域ネットワーク型の都市づくりを進めます。 地域住民が住みやすく、かつ、地域資源を活かした魅力のあるまちづくりに向けた取組を行います。【指標 5】 住民と一体となり地域資源の魅力づくりに取り組む市町をモデルケースとして、県が客観的な立場より重点的に関与し、助言等を行うことで地域特有のスマールサクセスをつくり、佐賀県の魅力あるまちづくりの先導となる取組を行います。 心地良いまちづくりを進め、まちなか居住を促進する事業の推進に努めます。 ○ 肥前さが幕末維新博覧会を契機として、佐賀城下の歴史・文化・観光の拠点としての魅力を高め、県内外から多くの方々が集い、にぎわう空間を創出します。 既存都市公園の公園施設の更新やユニバーサルデザイン（ ）化（段差解消等）に努めます。 豊かな住生活の実現を目指して、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に実施します。 多様な住宅ニーズを満たす良質な住宅の供給を促進し、選択できる住宅市場の形成を図ります。【指標 6】【指標 7】 公営住宅については、高齢者等が安心して生活できるようバリアフリー化を推進していくとともに、適切な維持管理に努めていきます。 誰もが地域に安心して住み続けられるよう、重層的な住宅セーフティネットの構築を進めます。</p>	

<p>[主な具体的取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市町の立地適正化計画()等の策定に向けた助言 ・地域資源を活かした魅力のあるまちづくりに向けた取組に対する指導、支援 ・魅力のあるまちづくりに向けた市町との研修会の開催や地元との意見交換会への参加 ・魅力のあるまちづくりの促進に向けた各種支援事業等の活用のための助言 ・肥前さが幕末維新博覧会に合わせた佐賀城公園や城内地区の公共施設の一体的なリノベーションの実施 ・ユニバーサルデザインに配慮し、誰もが安全で快適に利用できる道路や公園の整備促進 ・まちなかの生活環境の魅力向上に向けた土地区画整理事業の促進のための助言 ・個性あるまちづくりの促進に向けた都市再生整備計画事業()等の活用のための助言 ・街路樹の植栽及び電線類の地中化の実施 ・都市公園等の拡充に向けた計画的な整備の促進 ・既設都市公園の公園施設の計画的な更新やユニバーサルデザイン化の実施 ・平成 35 年の「国民体育大会・全国障害者スポーツ大会」開催に向けて、都市公園の運動施設のユニバーサルデザイン化、耐震化対策の実施。 ・良質な住宅ストックの形成に向けて、県民の住宅に対する関心を高めるための体制づくりや啓発事業の推進 ・高齢化の進行に備えた住宅のバリアフリー化の普及啓発と相談体制の充実 ・各市町が取り組む空き家の除却や有効活用などへの助言 ・空き家に関する市町からの相談窓口の設置や情報提供の継続支援 ・佐賀県安全住まいづくりサポートセンターによる県民への無料住宅相談の実施 ・担い手となる建築士、住宅事業者の技術力の向上のための講習会の実施 ・公営住宅におけるエレベーター設置などのバリアフリー化の推進 ・公営住宅長寿命化計画に基づき、適切な改善や維持管理を実施 ・高齢者世帯、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒否しない住宅の登録促進、住替え情報提供の充実 <p>【指標】</p> <p>指標 1：事業実施中の区画整理事業箇所における整備済み面積の割合について、平成 30 年度までに 76.5% (31.6ha) とすることを目指します。</p> <p>指標 2：事業実施中の街路事業箇所における整備済み延長の割合について、平成 30 年度までに 81.7% (2.45km) とすることを目指します。</p> <p>指標 3：事業実施中の都市公園事業箇所における整備済み面積の割合について、平成 30 年度までに 97.3% (29.13ha) とすることを目指します。</p> <p>指標 4：公営住宅のバリアフリー化率()について、平成 30 年度までに 75% とすることを目指します。</p> <p>指標 5：魅力のあるまちづくりに向けた取組事例について、平成 30 年度までに 6 件創出することを目指します。</p> <p>指標 6：無料住宅相談件数について、平成 30 年度までに年間 400 件とすることを目指します。</p> <p>指標 7：建築士、住宅事業者の講習会受講者数について、平成 30 年度までに年間 800 人とすることを目指します。</p>	<p>[主な具体的取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市町の立地適正化計画()等の策定に向けた助言 ・地域資源を活かした魅力のあるまちづくりに向けた取組に対する指導、支援 ・魅力のあるまちづくりに向けた市町との研修会の開催や地元との意見交換会への参加 ・魅力のあるまちづくりの促進に向けた各種支援事業等の活用のための助言 ・肥前さが幕末維新博覧会に合わせた佐賀城公園や城内地区の公共施設の一体的なリノベーションの実施 ・ユニバーサルデザインに配慮し、誰もが安全で快適に利用できる道路や公園の整備促進 ・まちなかの生活環境の魅力向上に向けた土地区画整理事業の促進のための助言 ・個性あるまちづくりの促進に向けた都市再生整備計画事業()等の活用のための助言 ・街路樹の植栽及び電線類の地中化の実施 ・都市公園等の拡充に向けた計画的な整備の促進 ・既設都市公園の公園施設の計画的な更新やユニバーサルデザイン化の実施 ・平成 35 年の「国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会」開催に向けて、都市公園の運動施設のユニバーサルデザイン化、耐震化対策の実施。 ・良質な住宅ストックの形成に向けて、県民の住宅に対する関心を高めるための体制づくりや啓発事業の推進 ・高齢化の進行に備えた住宅のバリアフリー化の普及啓発と相談体制の充実 ・各市町が取り組む空き家の除却や有効活用などへの助言 ・空き家に関する市町からの相談窓口の設置や情報提供の継続支援 ・佐賀県安全住まいづくりサポートセンターによる県民への無料住宅相談の実施 ・担い手となる建築士、住宅事業者の技術力の向上のための講習会の実施 ・公営住宅におけるエレベーター設置などのバリアフリー化の推進 ・公営住宅長寿命化計画に基づき、適切な改善や維持管理を実施 ・高齢者世帯、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒否しない住宅の登録促進、住替え情報提供の充実 <p>【指標】</p> <p>指標 1：事業実施中の区画整理事業箇所における整備済み面積の割合について、平成 30 年度までに 76.5% (31.6ha) とすることを目指します。</p> <p>指標 2：事業実施中の街路事業箇所における整備済み延長の割合について、平成 30 年度までに 81.7% (2.45km) とすることを目指します。</p> <p>指標 3：事業実施中の都市公園事業箇所における整備済み面積の割合について、平成 30 年度までに 97.3% (29.13ha) とすることを目指します。</p> <p>指標 4：公営住宅のバリアフリー化率()について、平成 30 年度までに 75% とすることを目指します。</p> <p>指標 5：魅力のあるまちづくりに向けた取組事例について、平成 30 年度までに 6 件創出することを目指します。</p> <p>指標 6：無料住宅相談件数について、平成 30 年度までに年間 400 件とすることを目指します。</p> <p>指標 7：建築士、住宅事業者の講習会受講者数について、平成 30 年度までに年間 800 人とすることを目指します。</p>	<p>大会名修正</p>
---	---	--------------

指標名	単位	現状	目標			
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
指標1 土地区画整理事業 の整備済み面積の 割合	% (ha)	53.8 (22.2)	59.6 (24.6)	71.4 (29.5)	73.8 (30.5)	76.5 (31.6)
指標名	単位	現状	目標			
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
指標2 街路整備済み延長 の割合	% (km)	0.0 (0.00)	4.3 (0.13)	27.4 (0.82)	55.4 (1.66)	81.7 (2.45)
指標3 都市公園の整備済 み面積の割合	% (ha)	0.0 (0.00)	13.7 (4.10)	78.7 (27.68)	97.3 (29.13)	97.3 (29.13)
指標4 公営住宅のバリア フリー化率	%	64	66	69	72	75
指標5 魅力のあるまちづ くりに向けた取組 事例数	件	0	1	2	4	6
指標6 無料住宅相談件数	件	72	100	200	300	400
指標7 建築士、住宅事業 者の講習会受講者 数	人	396	500	600	700	800

指標1、2、3：都市計画課調べ
 指標4、6、7：建築住宅課調べ
 指標5：都市計画課、企画課調べ

低炭素社会

地球温暖化の原因である二酸化炭素（CO₂）などの温室効果ガスの排出を、自然が吸収できる量以内に削減する社会。

住宅セーフティネット

自力では住宅を確保することが困難な方々が、それぞれの所得、家族構成、身体状況等に適した住宅を確保できるような仕組み。

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、障害等の身体的能力、言葉や文化の違いにかかわらず、すべての人にとって、できるだけ利用可能であるように、最初から考えて、製品・建物・環境・サービス・制度などを設計・計画するという考え方。

指標名	単位	現状	目標			
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
指標1 土地区画整理事業 の整備済み面積の 割合	% (ha)	53.8 (22.2)	59.6 (24.6)	71.4 (29.5)	73.8 (30.5)	76.5 (31.6)
指標名	単位	現状	目標			
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
指標2 街路整備済み延長 の割合	% (km)	0.0 (0.00)	4.3 (0.13)	27.4 (0.82)	55.4 (1.66)	81.7 (2.45)
指標3 都市公園の整備済 み面積の割合	% (ha)	0.0 (0.00)	13.7 (4.10)	78.7 (27.68)	97.3 (29.13)	97.3 (29.13)
指標4 公営住宅のバリア フリー化率	%	64	66	69	72	75
指標5 魅力のあるまちづ くりに向けた取組 事例数	件	0	1	2	4	6
指標6 無料住宅相談件数	件	72	100	200	300	400
指標7 建築士、住宅事業 者の講習会受講者 数	人	396	500	600	700	800

指標1、2、3：都市計画課調べ
 指標4、6、7：建築住宅課調べ
 指標5：都市計画課、企画課調べ

低炭素社会

地球温暖化の原因である二酸化炭素（CO₂）などの温室効果ガスの排出を、自然が吸収できる量以内に削減する社会。

住宅セーフティネット

自力では住宅を確保することが困難な方々が、それぞれの所得、家族構成、身体状況等に適した住宅を確保できるような仕組み。

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、障害等の身体的能力、言葉や文化の違いにかかわらず、すべての人にとって、できるだけ利用可能であるように、最初から考えて、製品・建物・環境・サービス・制度などを設計・計画するという考え方。

<p>都市再生整備計画事業</p> <p>都市再生特別措置法に基づき、市町村が都市再生整備計画を作成し、都市再生整備計画に基づき実施される事業等の費用に充当するために交付金を交付される事業。</p> <p>立地適正化計画</p> <p>居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携により、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のまちづくりを進めるため、平成 26 年 8 月の都市再生特別措置法の改正により市町村が策定できるようになった市町村都市計画マスタープランの高度化版。</p> <p>公営住宅のバリアフリー化率</p> <p>公営住宅のうち、バリアフリー化（2 か所以上の手すりの設置、屋内の段差解消、廊下幅 78cm 以上や出入口幅 75cm 以上の確保、いずれかに該当）された住宅の割合。</p>	<p>都市再生整備計画事業</p> <p>都市再生特別措置法に基づき、市町村が都市再生整備計画を作成し、都市再生整備計画に基づき実施される事業等の費用に充当するために交付金を交付される事業。</p> <p>立地適正化計画</p> <p>居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携により、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のまちづくりを進めるため、平成 26 年 8 月の都市再生特別措置法の改正により市町村が策定できるようになった市町村都市計画マスタープランの高度化版。</p> <p>公営住宅のバリアフリー化率</p> <p>公営住宅のうち、バリアフリー化（2 か所以上の手すりの設置、屋内の段差解消、廊下幅 78cm 以上や出入口幅 75cm 以上の確保、いずれかに該当）された住宅の割合。</p>	
---	---	--

旧	新	備考
<p>6 自発の地域づくり さが (2) 交通ネットワーク</p> <hr/> <p>幹線道路ネットワークの整備</p> <p>【担当課】道路課</p> <hr/> <p>【目指す将来像】</p> <p>広域幹線道路(有明海沿岸道路、佐賀唐津道路、西九州自動車道、国道498号)を基軸とした幹線道路ネットワークの整備が進み、地域間の移動時間や距離が短縮されるとともに、予定した時間どおりに移動・輸送ができるようになっており、地域や産業の活性化をもたらしている。</p> <p>【課題・対応】</p> <p>小さな都市が各地に分散する分散型県土を形成している佐賀県にとって、地域資源を活かした産業の立地や活発な経済活動を促進するためには、高速交通ネットワークによる時間・距離の短縮と定時性の確保は重要な意味を持っており、地域にとって、将来の発展のベースとなる広域幹線道路を基軸とした幹線道路ネットワークの整備が課題となっています。【指標1】</p> <p>また、人口減少により、地域や産業の停滞が予想される中において、自動車交通に依存していることから、現状においては主要な幹線道路で発生している交通渋滞を解消し、時間短縮や定時性の確保に努めること、将来においては地域間の連携強化や交流促進のための従来よりも効率的に広範囲の移動・輸送が求められています。</p> <p>特に、平成35年の「国民体育大会・全国障害者スポーツ大会」開催に向けて、選手や観客のスムーズな移動のため、幹線道路交通網の整備を計画的に進めることが求められています。</p> <p>【取組方針】</p> <p>幹線道路の中でも有明海沿岸道路などの基軸となる広域幹線道路ネットワークの整備に重点をおいて取り組みます。</p> <p>国道3号や国道34号などの幹線道路については、広域幹線道路ネットワークとの関連性、事業効果や緊急性を考慮して整備を進めます。</p> <p>[主な具体的取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有明海沿岸道路、佐賀唐津道路、西九州自動車道、国道498号の重点的な整備促進 ・国道3号、国道34号などの整備促進 	<p>6 自発の地域づくり さが (2) 交通ネットワーク</p> <hr/> <p>幹線道路ネットワークの整備</p> <p>【担当課】道路課</p> <hr/> <p>【目指す将来像】</p> <p>広域幹線道路(有明海沿岸道路、佐賀唐津道路、西九州自動車道、国道498号)を基軸とした幹線道路ネットワークの整備が進み、地域間の移動時間や距離が短縮されるとともに、予定した時間どおりに移動・輸送ができるようになっており、地域や産業の活性化をもたらしている。</p> <p>【課題・対応】</p> <p>小さな都市が各地に分散する分散型県土を形成している佐賀県にとって、地域資源を活かした産業の立地や活発な経済活動を促進するためには、高速交通ネットワークによる時間・距離の短縮と定時性の確保は重要な意味を持っており、地域にとって、将来の発展のベースとなる広域幹線道路を基軸とした幹線道路ネットワークの整備が課題となっています。【指標1】</p> <p>また、人口減少により、地域や産業の停滞が予想される中において、自動車交通に依存していることから、現状においては主要な幹線道路で発生している交通渋滞を解消し、時間短縮や定時性の確保に努めること、将来においては地域間の連携強化や交流促進のための従来よりも効率的に広範囲の移動・輸送が求められています。</p> <p>特に、平成35年の「国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会」開催に向けて、選手や観客のスムーズな移動のため、幹線道路交通網の整備を計画的に進めることが求められています。</p> <p>【取組方針】</p> <p>幹線道路の中でも有明海沿岸道路などの基軸となる広域幹線道路ネットワークの整備に重点をおいて取り組みます。</p> <p>国道3号や国道34号などの幹線道路については、広域幹線道路ネットワークとの関連性、事業効果や緊急性を考慮して整備を進めます。</p> <p>[主な具体的取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有明海沿岸道路、佐賀唐津道路、西九州自動車道、国道498号の重点的な整備促進 ・国道3号、国道34号などの整備促進 	<p>大会名修正</p>

【指標】

指標 1：広域幹線道路を含む幹線道路ネットワークについて、目標年度までに供用させることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
指標 1 広域幹線道路ネットワーク等の供用状況	-	-	【有明海沿岸道路】 芦刈 IC～ 芦刈南 IC		【西九州自動車道】 南波多谷口 IC～ 伊万里東府招 IC 【国道 34 号】 武雄バイパス	【国道 498 号】 若木バイパス

道路課調べ

【指標】

指標 1：広域幹線道路を含む幹線道路ネットワークについて、目標年度までに供用させることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
指標 1 広域幹線道路ネットワーク等の供用状況	-	-	【有明海沿岸道路】 芦刈 IC～ 芦刈南 IC		【西九州自動車道】 南波多谷口 IC～ 伊万里東府招 IC 【国道 34 号】 武雄バイパス	【国道 498 号】 若木バイパス

道路課調べ